

水道法

第1章

総則

第1条：目的

水道法は、都市地域から農村地域にわたる広域範囲に生活・居住している利用者に水の供給を図り、生産振興に寄与する水道事業のために、設置・運用・促進・運営・検査活動に関する法則・規則・制度を定義し、多数民族から構成されるラオス人の健康的な安全の確保及び日常生活の向上を図ると共に、国の社会・経済開発に資することが目的である。

第2条：水道

水道は、多様な目的に利用する消費者に供給するため、地上、井戸及びその他水源から採取した水を規格通りの方法及び技術的な処理を施し、毒、菌、化学物質を含まない清浄な水である。

第3条：用語の説明

この法令に用いた用語などは、以下の意味を有する。

- 1 水道サービスは、適正な料金で、水道の利用者の全体が恒常的に利用できるように送水・配水すること。
- 2 水道基盤システムは、利用者及び消防用に供給する目的のために、水道事業者による施設・建設機材・浄水場・貯水施設・送配水管システム・配水管及び供給するための施設などを建設・設置・運用すること。
- 3 地上の水源は、川、湖、池などである。
- 4 浄水処理は、水道水を生産する方法である。
- 5 清浄な水とは、保健省（MOH）が定めた規制¹に基づき、基準に合致した清潔で飲用等に供することのできる安全な水である。
- 6 公衆衛生とは、人々の健康保護のため、家庭他様々な用途からの汚水を貯留し、配水及び水源と水道システムを汚染しないように処理することである。
- 7 水道事業者は、契約通りの水道事業運営・施設建設の許可を得ている者。
- 8 水道サービス実施者は、その取扱者あるいは水道事業認可を得ている者。

¹ 水質23項目

- 9 水道サービス利用者は、水道サービス実施者との契約条件による水道を利用し、水道料金を支払う個人あるいは組織。
- 10 給水区域は、通常の水道サービスを十分に確保するために都市部及び地方部あるいは集落において利用者へのサービスを指定している範囲。
- 11 水道管網は、導送水管・配水管・属具・配水施設・利用者への配水管などによる浄配水場から消費場所までの送配水システム。
- 12 水道施設は、用地、道路、修繕所、貯水施設、事務所、水質検査室、倉庫など水道システムの運営管理・運用・保全・改修するもの。
- 13 水道設備は、計測器、圧力の計測および管理機材、漏水調査機器、管路、送配水設備機械および補助設備などである。
- 14 水道料金の変更は、水道事業者が効率的に事業を運営するとともに水道の利用者が誰でも払える適正な料金で、良質の水道を確保するために政府が技術的及び経営的な関与を行う。
- 15 政府の水道料金に対する方針は、水道事業者が効率的かつ持続的に水道事業が運営でき、利用者が払うことのできる料金で、量的及び質的に良好な水道を確保するために適正な水道料金範囲を指定する。

第4条：水道事業に対する政府の方針

政府は、税金、情報提供、技術に関する方針を実行することで、政府の経済部門及び国内外における民間企業などによる都市地域及び遠方地方地域における水道管網の拡大、水道事業運営、人材開発、維持管理、水道施設建設への投資を促進する。

政府は、全国地区の社会・経済開発計画に従って水道施設への投資者の所有権を認める²。

同時に、給水区域の住民に水道供給を確保するため、水道施設における計画・建設・維持管理・運用に積極的な参加を促進させる。

政府は、水道の量的増強及び質的向上を目指し、輸出までを促進させるとともに³、水道生産に優れた技術を導入し、良質な維持管理を促進させる。

第5条：水道事業に関する規定

水道事業運営は、以下の規定に従い実施する。

1. 社会・経済開発計画及び都市計画に整合し、社会・経済的な公益及び環境保護の目標を確保する。
2. 常に給水区域における利用者全員に、水道水の供給を十分に確保する。
3. サービスの利用者に対して、水道に関する経済的・戦略的な構想、サービスの基準、清潔さ、安全性を確保すると共に、サービスをする側と利用する側の権利や義務や利益の適合性も確保する。
4. 地方における持続的な水道生産に関して、様々な水源を利用し、水道水を利用する人に合理的な節約及び他目的にまで利用できるよう、優れた技術を導入する。
5. 水道生産に特別な許可⁴を与えることにより、該当部門及び該当地方の効率的な水源利用に協力す

² 政府（行政）以外でも水道事業の実施（施設の所有）が可。民間参入が可（促進）。

³ Export の意。輸出できるような程度（電力輸出のようなイメージか）

⁴ 水資源に対する水道の優先権

る。

第6条：この法令の適用範囲

この法令は、都市地域及び地方地域での水道利用、サービス、生産に関する国内外の個人及び組織に適用される。

この法令は、技術的な浄水処理を行わない雨水、井戸水、地下水は該当しない。

第7条：国際協力

政府は、ラオスが同盟している条約、投資への協力及び水道事業実施における参加、関係者の養成・向上、建設、技術、科学、情報、意見等交換を通じて、水道事業及び公衆衛生に関する様々な国々や国際社会との協力及び関係を広げる。

第2章

水道活動の運営

第1節

水道活動

第8条：水道の諸活動

水道の諸活動は、開発計画、実施可能性調査、調査・設計、建設、水道基盤及び公衆衛生基盤の設置、運用、維持管理、国の情報基盤構築から構成されている。

第9条：水道事業開発計画

水道事業開発計画は、都市地域、地方地域及び開発の拠点における水道サービスの建設、拡大、修繕において構造計画、戦略計画、投資計画を決定するために、技術的なノウハウ、社会経済及び環境情報を加味し、調査・研究する。

水道事業開発は、他の関係部門及び当該地方行政組織の社会・経済開発計画に適合しなければならない。

第10条：水道事業の実施可能性調査⁵

水道事業の実施可能性調査は、情報収集、社会的・経済的及び環境的分析を行い、当該部門に報告するため、技術的な代替案、投資効果、妥当な水道料金、社会・自然環境影響を含む事業の持続性を調査する。

第11条：水道基盤に関する調査・設計

⁵ F/S Feasibility Study

水道基盤に関する調査・設計は、事業による環境に与える諸問題の情報収集・分析を行い、事業の目的や技術的な基準に従い、建設における費用評価及び施工期間設定を基に、基本計画、詳細計画、設計計画を策定する。

水道基盤に関するすべての新規建設・開発は、調査・設計を徹底的に行わなければならない。

第12条：水道基盤及び公衆衛生基盤に関する設置・建設

水道基盤の設置・建設とは、浄配水場建設、設備設置、浄水施設及び水質の分析、貯水槽の建設、利用者の建物・場所への送配水の管網計画、都市地域及び地方地域にあるエリア・建物等への資機材の設置、管の接合を含む計測機器の設置である。

公衆衛生基盤の設置・建設は、基盤建設、機械及び保管・移動用道具の設置、トイレの建設を含む人々からの汚物及び家庭からの汚水処理である。

第13条：水道事業の運用・維持管理

水道事業運営は、経済的・技術的効率及び、サービス効率の確保のために事業を取扱っている地区における水道基盤の拡大、維持管理および通常の水生産、サービス、保全を行うことである。

第14条：水道に関する国の情報基盤などの構築

水道に関する国の情報基盤の構築は、開発、追及検査、実施方針及び戦略計画の評価及び水道事業運営に資するための、情報の収集・分析・まとめ、技術情報、経済情報、財政情報などを通じて、情報源の構築を行う。

第2節

水道基盤の基準

第15条：水道基盤整備及び建設の基準

水道基盤整備及び建設は、公共事業運輸省（MPWT）⁶が定めた技術の基準に従い、環境法に整合しなければならない。

すべての水道基盤整備及び建設は、公共事業運輸省による十分な審査により整備許可を得なければならない。

第16条：水道資機材の基準

水道基盤整備及び建設に用いる機材は、質的な保証、健康的な安全性、耐久性及び現況への適合的を確実にしなければならない。

⁶ MPWT / Ministry of Public Works and Transport

公共事業運輸省は、水道基盤整備及び建設のために、水道資機材の基準を定め、関係機関⁷は国内外からの水道資機材に関する質の検査を行う。

第17条：水質基準

水道は、保健省が定めた規制及び水質基準に従い、清浄及び健康的な安全性を確保しなければならない。

第3節

水源及び環境の保護

第18条：水道の水源

水道用の水源は、効率的かつ持続的に水道基盤の維持管理、運用、投資の参考とするため、当該部門による調査・情報収集を行った地表水、地下水、井戸水及び他の水源とする。

水資源に関する当該部門より許可を有している個人あるいは組織は、水道のための水源占有権が認められる。

第19条：水源及びその保護

水道事業契約者またはサービス提供者は⁸、占有地区あるいは事業運営範囲での社会的または自然の環境負荷を回避し、合理的に水源を活用しなければならない。

事業に関わっている個人あるいは組織は、水源に悪影響を与える恐れのある汚染、汚物などを防止し、環境保護に貢献しなければならない。

第4節

水道基盤開発及び保全

第20条：水道基盤の保全

事業契約者またはサービス提供者は、消耗、故障、破損などを防ぐために、公共事業運輸省及び当該部門による規制に従って、水道基盤の維持管理を行い、質の良い水道供給の可能性及び通常の運営の確保を目指さなければならない。

第21条：水道基盤の開発

⁷ 所管部署について具体的記載なし

⁸ △水道事業を運営している取扱業者あるいはサービスをしている企業
→ 公民に関わらず水道事業者、コンセッション契約者

事業契約者及びサービス提供者は、水道基盤の持続性の確保及び多民族により構成されるラオスの国民が効率的に利用できるように水道管網を拡大し、優れた技術の導入を通じて、水道基盤の開発・維持管理を積極的に実行しなければならない。

第22条：水道基盤開発の資金

政府は、開発の拠点及び地方地域における水道基盤の開発・修繕・維持管理などが、特に地方部において効率的かつ持続的に実行できるように、開発基金を設置することができる。

第3章

水道事業の運営

第1節

水道事業

第23条：投資の種類

水道事業への投資は、以下の三種類がある。

1. 政府による投資
2. 国内外の民間企業と政府による共同投資
3. 国内外の民間企業による投資

第24条：事業／企業の設立

水道事業を設立する意図のある国内外の個人あるいは組織は、投資促進法に従って、事業実施許可を得る必要がある。

水道事業を設立する意図のある個人あるいは組織は、以下の条件を有する必要がある。

1. 事業実施に関する経験があり専門性を有すること。
2. 水質分析、電気機器、運営管理の専門家、会計士などのように、事業の規模に対処できる専門家の人数そして水道及び他の分野に関しても技術的に高い能力を持つ専門家を有していること。
3. 水道事業の給水区域内におけるサービス供給、水道基盤整備及び建設のための十分な機材、建設機械、資金などを有していること。
4. 水道事業管理機関の正式な承認、合意された給水区域を有していること。
5. 水資源・環境を所管する機関による合意された水源を有していること。

第25条：水道事業への投資

水道事業への投資は、広い範囲の都市地域、開発の拠点、地方地域に生活している住民に水道を供給するための水道基盤開発及び建設、維持管理、修繕への投資である。

投資は、以下の項目を実行できる。

- －建設、運用、譲渡⁹
- －建設、運用、所有及び譲渡¹⁰
- －建設、所有及び運用¹¹
- －その他

第26条：水道施設建設に関する技術的承認

ラオス人民民主共和国における水道基盤建設に関する技術的合意は、以下のように2段階に分けられる。

1. 2万人以下に供給する水道施設は、首都及び県の公共事業運輸局（DPWT）による技術的な合意を得る必要がある。
2. 2万人以上に供給する水道施設は、公共事業運輸省（MPWT）による技術的な合意を得る必要がある。

第27条：開発許可

水道事業を取り扱う意思のある資格を有する個人は、投資促進法に定めた規定に基づいて、計画及び申請書を計画投資の該当機関に提出しなければならない。

第28条：事業認可者の条件

水道事業の事業認可者は、以下の条件を有する必要がある。

1. 信頼でき良好な事業運営の経験を有していること。
2. 技術及び財政上の能力を有していること。

第29条：事業認可者の権限

水道事業認可を受けた者は、以下の権限を有している。

1. 水道施設建設における土地の利用
2. 事業認可範囲内の水道事業の運営
3. 事業認可者自身が建設した水道施設の開発許可期間内の所有
4. 事業による収益
5. 法律に基づいて、水道施設に関連していない他事業の関与による損害の弁償などの保証
6. 水道事業に関する専門的な助言、技術を受けること
7. 事業認可期間延長の提出
8. 法律に基づいて、他人に所有権がある事業認可期間内の水道事業の賃貸・委譲

⁹ Built-Operate-Transfer (BOT)?

¹⁰ Built-Own-Operate-Transfer (BOOT)?

¹¹ Built-Own-Operate (BOO)?

第30条：事業認可者の義務

水道事業認可を受けた者は、以下の義務を有している。

1. 事業認可契約に基づく水道事業運営、経済的・技術的の仕様書及び社会・自然環境に与える影響の評価
2. 投資促進法に基づく登録に関する資金
3. 政府への税金の支払いなど、期限内の納付、返済
4. 環境及び水源保護、人体・健康あるいは住民の財産に損害を与えた場合の弁償
5. 研修、技術的体制の構築、及び職員・従業員・技術者に対する福祉の確保
6. 水道施設を良好な状態に維持するための、適正な技術に基づいた定期的な機械及び設備の維持管理、修繕
7. 政府に水道施設を委譲する前の、機械・設備・車両を使用可能な状態にするための修理
8. 事業認可期間満了、あるいは事業認可者が水道事業運営を継続しない場合の、政府への補償なしでの事業関係資料及び経済関係研究資料の譲渡
9. 事業が立地している地方の社会・経済開発への協力及び参加

第31条：事業認可期間の設定

事業認可期間は、事業認可日から最長30年以内で設定する。事業認可者は、事業認可期間満了後、「建設、所有及び運用」の項目を除き、補償なしで全ての事業を使用できる状態で政府に委譲する。事業認可期間は、権限のある関係機関の合意に基づいて10年間の延長が可能であるが、事業認可期間満了の5年前までに申請の手続きをする必要がある。

第32条：事業認可の満了

事業認可は、以下の場合満了する。

1. 事業認可期間の終了
2. 事業認可者の申し出及び政府の合意に基づく、期間満了前の事業認可の中止
3. 契約義務及び規則に反し、著しい法律違反があった場合の事業認可の取消し
4. 被害を受けた認可事業の復興あるいは修理が不可能な場合
5. 事業認可契約の解約

事業認可が満了する前に認可事業の運営を評価・総括しなければならない。

第2節

投資促進

第33条：収益税に対する方針

水道事業への投資は、政府による事業促進の第1位に区分し、投資促進法に定めた第51条の方針を得る。

第34条：課税などに関する方針

水道事業者は、投資促進法に定めた第52条に基づいて、収益税の方針以外にも課税などの方針が得られる。

第35条：資金源へのアクセス方針

水道事業を運営している国内外の事業者は、法律に基づき、ラオス及び海外の商業銀行、金融機関に資金を借りることで、資金源にアクセスできる。

第36条：特定促進方針

水道事業への投資は、投資促進法に定めた第54条に基づいて、政府の事業認可、土地の賃貸課税免除の方針を得る。

第3節

水道事業の規制及び料金設定

第37条：水道事業規制の目的

水道事業の規制は、水道事業者が効率的に事業を運営し、利用者に良質な安定的な水道を適正な料金で提供するためのものである。

第38条：水道事業の規制

水道事業の規制は次の二つの面を有する。

一技術的規制は、水道事業者が水道生産において法律及び技術的に従わなければならない、安全かつ質の良い水道水を利用者に提供するためのものである。

一経済的規制は、水道事業者が継続的に事業を運営でき、良質な水道水を提供し、また適正な水道料金を維持するためのものである。利用者もまた、水道メータ通りに水道料金を支払わなければならない。

社会経済状況の変化に伴い、公共事業運輸省の提言に基づき、政府は水道料金を定期的に調整する。水道事業の経営の調停は、特別な規定に記される。

第39条：水道料金の方針

公共事業運輸省の定期的な提言に基づき、政府は水道利用の目的及び種類によって水道料金を承認する。

第40条：水道料金の規定

水道料金の規定は、政府により定期的に、国家政策の方針に整合させる。

水道料金は安定的な値段でなければならない、政府の調停により、利用目的別に水道事業者が適正な利益を得る。

水道料金は次のような主要要素で構成される。動力費、薬品費、減価償却費、維持管理費、利息、借金返済、利益、税金、使用者の所得及びその他である。

公共事業運輸省は、当該部門及びその他関係部門と協力し、用途別、目的別に水道料金を考察し政府に提案する。

第41条：水道料金の変更

定期的な国家政策に適するため、公共事業運輸局とその他機関及び町村の関係機関は協力し、水道事業者の提案に基づき水道料金を技術的に研究し、公共事業運輸省に報告する。特に低所得者に損害を与えないよう考慮するとともに、水道事業者に効率的な経営を促す。

第42条：水道料金の承認

政府は水道料金の方針を承認する。公共事業運輸局が提案する関係機関の意見をふまえた水道料金の承認は、都知事・県知事である。

第4節

水道事業者、消費者、消防員の権利と義務

第43条：水道事業者の権利

水道事業者は以下の権限を有する。

1. 給水管の布設、維持管理、修理、資機材の交換修理、水道メータ及び使用料金の計算の目的で、住民の住居、政府機関の事務所、民間事務所及びその他の関係のある場所に侵入することができる。
2. 水道料金は水道メータの計量通りに算出すること。
3. 以下の規則を守らない消費者に注意し、また給水停止すること。
 - －3回以上請求しても料金を納めない場合。
 - －水道メータの数値を修正する。
4. 自らの所有する水道事業の開発に対する意見。
5. 個人あるいは団体が水道事業の設備・機材を破損した場合、法律に従い弁償してもらう。

第44条：水道事業者の義務

水道事業者の義務は以下の通りである。

1. 水道事業者は消費者に常に水を供給し、良質、衛生、安全、便宜、正確、適切、公正とする。
2. 水道事業者は消費者に水道私用の規則を勧告する。
3. 安全及び社員の福祉厚生を保証する。
4. 法律の定めに従い、経理業務を適正に実施し、事業実施結果を水道事業管理機関及び関係機関に常に報告する。
5. 法律に従い、納税、各料金の支払いに対し義務を果たす。
6. 法律に従い、国民の命、健康、環境委悪影響を与えた場合、また、人民の私有財産、公有財産を交渉させた場合、弁償しなければならない。

7. 公衆の施設及び設備、水道管に対し漏水を調査し修繕する。消費者の要求に対応する。
8. 水道生産に高度な技術を導入する。
9. 工事、修理などのための給水停止は、あらかじめ通知する。
10. 適正な技術で公衆衛生の浄化システムを建設する。

第45条：消費者の権利

消費者の権利

1. 量的に十分かつ良質な水道水、安全・安心な水、適正かつ平等なサービスが受けられる。
2. 不適正な料金を請求させる場合、水道事業者に報告する。
3. 汚染された水、悪質なサービスを提供される場合、水道事業の管理者に報告する。
4. 水道に関する情報を得る。
5. 水道供給に際し被害がある場合、弁償を受ける。

第46条：消費者の義務

消費者の義務は次のとおりとする。

1. 水の利用に関する技術的な案内、資機材の利用及び水道に関する規則に従う。
2. 水道施設の修理、診断、検針に対し、水道事業者に協力する。
3. 水道料金の支払い期限と使用量に応じた全額の支払いを遵守する。
4. 水道施設、配水管、給水管、水道メータ及びその他資機材を健全な状態で管理する。破損、漏水があった場合、水道事業者に通報する。
5. 水源を汚染しない。
6. 自ら水道施設を破損した場合、水道事業者、関係機関、その他関係者に弁償する。

第47条：消防の権利及び義務

火災予防及び消火のために消防は24時間様々な場所に設置されている公衆の水道からポンプで水を汲み上げる権利を有する。水道事業者に詳細な年月日、時間、水の使用量を報告する義務を有する。

第4章

禁止

第48条：一般の禁止項目

1. 水道工事を妨げること。また、適正な理由なしに工事への協力を拒むこと。水道事業者が通知した後、特に国が承認した事業による配水管が自身の土地を通ることを妨げること。¹²
2. 水道設備を破損する行為（例えば、貯水槽、配水管、給水管、水道メータなど）

¹² MPWT/DPWT が承認したプロジェクト（事業）において配水管を布設する場合には、水道事業者より通知（適正な説明）がなされている場合には拒否することはできない。

3. 水道水源に立ち入り、汚染する行為。
4. 水道設備の窃盗、盗水。
5. 水道生産を確保するために、周辺の森林の伐採。

第49条：水道事業者の禁止事項

水道事業者がしてはならない行為は下記の通りである。

1. 水道事業経営の認可を水道事業者以外に譲渡すること。
2. 水道事業についての調査を妨げること。
3. 事業経営状況、技術管理、水質情報、帳簿の内容を隠すこと。
4. 保健省が定めた基準を満たさない給水をする事。
5. 水道メータの検針数値の改ざん。
6. 無責任に作業をすること（例えば、水道設備の設置、水道メータ検針、配水管工事、交通安全の不確保）

第50条：サービス受給者の禁止事項

1. 水道メータの改ざん及び破損
2. 水道メータを経由しない給水
3. 送水システム、または配水システムからのポンプによる直接給水
4. 送水システム、または配水システムの水質の汚染
5. 交通を妨害する配置¹³
6. 水道事業者に協力せず、また妨げる事

第51条：消防の禁止事項

消防は、消防の目的以外に水道を利用してはならない。このことは同法第47条にも記される。

第5章

問題の解決

第52条：問題の解決方法

1. 双方による解決
2. 関係機関による解決
3. 委員会による解決
4. 裁判所による解決
5. 国際的な解決

¹³ 顧客の管轄範囲である給水装置（給水管）を交通の支障のある形で設置すること。

第53条：双方による解決

水道事業に関して問題が起きた場合、双方が交渉して柔軟に解決する。

第54条：関係機関¹⁴による解決

双方では解決できない場合、水道事業の関係機関に解決を依頼することができる。

第55条：委員会に¹⁵よる解決

双方では解決できない場合、委員会に解決を依頼することができる。

第56条：裁判所による解決

双方が納得できない水道事業の経営に関する問題の場合、裁判所に訴えることができる。

第57条：国際的な解決¹⁶

双方が了承する場合、国内の事業者と海外の事業者、海外の事業者同士、海外の事業者と政府の水道事業の経営に関する問題は、国内あるいは海外の関係機関において解決する。

第6章

水道事業の指導・監督及び調査

第1節

水道事業の指導・監督

第58条：水道事業を指導・監督する機関

全国の水道事業は国が責任を持ち、公共事業運輸省が主に指導・監督する。また、計画セクター、投資セクター、工業セクター、商業セクター、水資源セクター、環境セクター、厚生セクター、会計セクター、地方行政と協力して指導・監督する。

水道事業指導・監督の構成

1. 公共事業運輸省（MPWT）
2. 都県公共事業運輸局（DPWT）
3. 市郡の公共事業事務所（OPWT）

¹⁴ MPWT や NPP など、水道セクター内組織による解決

¹⁵ 水道セクター以外の関係者を含めた第三者的委員会による解決

¹⁶ 海外事業者が関わる場合

第59条：公共事業運輸省の権利及び義務

1. 国会に提案するための水道事業の対策、企画、法律などの研究
2. 水道事業の対策、計画、法律の全国への広報
3. 対策、計画、法律、投資企画、開発、水道構造などの指導及び監督
4. 政府による政策・計画の、水道事業の政策・計画への転換
5. 研究、法律の議決
6. 研究、投資についての意見、展開、水道事業の停止に対する意見
7. 水道人材育成の義務
8. 他の機関及び地方行政との協力
9. 海外の水道事業及び衛生事業との交流及び協力
10. 水道事業の事業結果のモニタリングと政府への報告

第60条：都県公共事業運輸局の権利及び義務

1. 公共事業運輸省が決定した政策、計画、開発の促進
2. 都県の水道事業の政策、計画、公衆衛生、法律の広告及び広報
3. 水道事業及び公衆衛生に関する住民への指導
4. 水道生産を維持するための、水道事業、公衆衛生及び水源の統計調査
5. 都県の水道事業に関する投資、事業拡張、事業中止について調査し意見する。
6. 都県の水道料金を検討し、関係機関と連携する。公共事業運輸省に技術的な検討結果を提案し、都県知事がこれを承認する。
7. 都県の水道事業者と消費者の問題を解決する。
8. 水道事業に関し、海外と協力する。
9. 定期的に水道事業に関して公共事業運輸省及び都県庁に報告する。

第61条：市郡の公共事業事務所の権利及び義務

水道事業を維持するための市郡公共事業事務所の権利及び義務は次のとおりである。

1. 水道事業に関するプロジェクト、規則については都県公共事業運輸局の指導を受ける。
2. 管轄下にある水道事業及び公衆衛生に公告する。
3. 開発地域、村落の給水事業及び公衆衛生に関して検討、意見する。それを都県公共事業運輸局及び公共事業運輸省に提案する。
4. 水道事業者と消費者の問題を解決するため、関係機関と連携する。
5. 定期的に報告書を用いて都県公共事業運輸局に報告する。

第62条：該当部門の権利と義務

水道事業に関する該当部門は、地方行政、保健セクター（地方局）、水資源・環境セクターがある。それぞれが水道事業に関する責任を有する。

村の役所は、次項について権利と義務を有する。

1. 各村に、水道・衛生に関する法規を広報、実行する。
2. 衛生・水道事業と水源・環境保全に関して公共事業局の指導に従う。

3. 関係機関する。村民を結集し、各村内の衛生・水道インフラの計画・建設・維持に協力する。
4. 各村の水道インフラ・衛生・水源・環境の支障となる事項を公共事業運輸局に報告する。
5. 各村の水道インフラ・衛生サービスの改善・拡大に関する事項を、水供給者・関係機関に提案する。

第2節

水道事業監査

第63条：監査機関

水道事業監査機関は、次の二つに分けられる：

- －内部監査機関は、この法規の第58条に定められた水道事業の指導・監督機関である。
- －外部監査機関である。

第64条：内部監査機関の権利と義務

水道事業監査に、各段の内部監査機関は、この法規に定められた第65条と第66条の内容に従事する権利と義務を有する。

第65条：監査内容

水道事業監査の主な内容は次のとおりである。

1. 衛生・水道インフラに関する戦略・政策・法規・投資計画・開発・拡張を監査・実行する。
2. 水道事業の発展と技術基準を監査する。監査内容は工事材料と衛生・水道インフラの工事を含む。
3. 水道事業の従事者に対する安全基準と福祉政策を監査する。
4. 水道水源の環境保全とその管理を監査する。
5. 水道の水質基準を監査する。
6. 水道事業において、環境・公衆・国民の命が脅かされる場合、その補償対策を監査する。
7. 水道事業の会計、計画の実行を監査する。
8. 入札、工事契約、衛生・水道インフラ工事、その他契約などを監査する。

第66条：監査

水道事業の監査は、次の三つに分類する。

1. 通常監査は、計画通りに実施し、確定した時間内で監査すること。
2. 監査する前に通知する。しかし、その監査は必要とする時に予定外でも実施する。
3. 緊急監査は、急な監査のことで監査前に通知しない。

水道事業監査において、監査員は正確に法規を遵守すること。

第67条：外部監査

外部監査の目的は、水道事業の保護、効果、正義、強化、透明性などに関する役割である。外部監査

の内容は下記のとおりである。

1. 国民議会監督監視法に基づく国民議会による監査
2. 国家監査法に基づく国家調査局による監査
3. 監査法に基づく政府監査局(SAO)による監査
4. 監査を行うため、各国関係機関、民間機関、国民等、及び報道機関等が参加する。

第7章

功労者に対する措置、違法者に対する罰則

第68条：功労者に対する褒賞

この法律を効率的かつ高品質に執行するにあたり、特に建設、発展、改善、生産、管理、補償並びに水道サービスにおける良好な功績を有する人物または組織は、称賛されるとともに、様々な褒賞が与えられる。

第69条：違反者に対する罰則

この法律に違反した人物または組織は、それぞれの程度により法律に基づく注意、罰金、補償などの罰則が科せられる。

第70条：指導

個人または組織の水道事業及び公衆衛生に関する法規に違反した場合、軽い罪あるいは刑法に当たらなくとも教育と注意を与えること。

第71条：規則

水道に従事する職員が水道事業及び公衆衛生に関する法規に違反した場合、それが軽度のものであったとしても、違反を隠蔽するものは厳重に注意され、昇格の停止または解雇とする。

第72条：罰則

個人または組織が水道事業及び公衆衛生に関する法規に反する行為は以下のとおりとする。

1. 認可を受けない水道事業を実施すること。
2. 認可を受けない水道事業の実施において、許可なく水道施設を建設すること。
3. 許可なく個人宅に水道管を引き込むこと。
4. 他人に代わって個人宅に水道管を引き込むこと。
5. 水道メータの改ざん。
6. 水道の安全利用規定、技術的利用規定に従わないこと。
7. 水道利用に関して環境への配慮を怠ること。
8. 法規で規定する税を納めないこと。

第73条：民法

個人または組織が水道法規または公衆衛生法規に反した場合、弁償する。

第74条：刑法

個人または組織が水道法規または公衆衛生法規に反した場合、刑法によって処罰を受ける。

第8章

最後の規則

第75条：制服、記号、印鑑

水道事業者は公共事業運輸省に定められた制服、記号、印鑑を持つ。

第76条：実行

ラオス人民民主共和国がこの法規を実行する。

第77条：有効

この法規はラオス人民民主共和国首相の法令の提案日から120日後に効力を発する。

この法規に相反する他の法規や事項などは無効とする。

国会議長

トーンシン ターマヴォン

※本翻訳は、JICA 水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）から提供を受けた。脚注部分の説明は、業者の翻訳した文に対し、元 JICA 専門家が説明、解説、コメントしたものである。